

抑制区域	根拠法令等
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
農地	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項
河川区域 河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項
森林の区域 保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号及び第25条第1項
海岸保全区域	海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項
国立公園（特別地域及び普通地域）	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、田園住居地域 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び第7号
重要文化財（建造物） 国指定史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214条）第27条、第109条第1項

県指定有形文化財（建造物） 県指定史跡名勝天然記念物の指定 地	静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項 及び第29条第1項
市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物の指定 地	沼津市文化財保護条例（昭和51年沼津市条例第27号）第5条第1項 及び第30条第1項
景観形成重点地区	沼津市景観条例（平成22年沼津市条例第17号）第10条第1項